

# Tax-Account

第79号

平成25年6月26日

この「Tax-Account」では、専門的な用語を極力避けているため、法律の条文と比較すると、不正確な表現となっている部分があります。この情報を基に、施策を実行に移される際は、ご注意ください。ご不明の点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 相続税の基礎控除引き下げ ～平成25年度税制改正(その2)

### クールビズ実施について

当事務所では、環境省の提唱する地球温暖化防止対策の一環である「クールビズ」に賛同し、実施しております。

皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

また、皆様におかれましても、どうぞ軽装でお越しくださいませ。

- ・ 実施期間：5月7日から10月31日まで(予定)
- ・ 実施内容：ノーネクタイ・ノー上着の励行、エアコン温度を高めに設定



### 源泉所得税の納付について

給与などから天引きする源泉所得税について、納期の特例(年2回納付)の適用を受けている事業者は、7月10日が次回の納期限となります。

当事務所にて、納付書を作成させていただきお客様には、順次納付書をお送り申し上げます。

今回は、今年度の税制改正のうち、相続税の「基礎控除」引き下げについてご案内します。相続税については、このほかにも、いくつか改正点がありますが、国民にとって、最も影響が大きい改正点と言えます。

相続が発生したからといって、必ず相続税を納める必要があるわけではないことはご承知のとおりです。

課税対象となる遺産の総額から、一定の金額を差し引き、その金額がプラスである場合のみ、申告・納付の義務が発生します。この差し引くことができる「一定の金額」が基礎控除です。

現行の制度では、どなたが亡くなった場合でも、まず、5,000万円は必ず差し引くことができます。遺産の総額が5,000万円以下であれば、相続税を課されることはないということです。

さらに、亡くなった方に法定相続人がいる場合は、ひとり当たり1,000万円、差し引ける金額が増えます。(詳しくは述べませんが、「法定相続人がいない相続」もあります。ただし、事例としては、多くありません。)

例えば、父親が亡くなり、相続人は母親と子ども2人の計3人という場合、差し引くことができる金額は、

$$5,000万円 + (1,000万円 \times 3人) = 8,000万円$$

となります。これが基礎控除です。

今回の改正により、平成27年1月1日から、この基礎控除の金額が、すべて6掛け(4割減)になります。

上記の例では、

$$3,000万円 + (600万円 \times 3人) = 4,800万円$$

ということになります。

下の表の、「基礎控除等」の欄をご覧ください。(表は、財務省のホームページから転載しました。)

基礎控除は、バブル期の地価上昇に合わせて引き上げられてきました。遺族が相続税を支払えない状況となって自宅を手放さなければならないなど、通常の生活が脅かされないようにするための措置です。(カッコ内は、法定相続人が3人の場合の金額です。)

その後、地価は、ピーク時の3分の1から4分の1に落ち込んだにもかかわらず、基礎控除の額は維持されてきたため、発生した相続100件のうち、課税の対象となるのは、全国平均で、わずか4.1件(表の「課税割合」欄)となっており、バブル期より前の数字を下回っています。

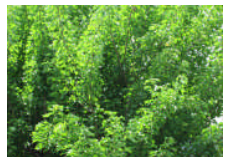
そこで、課税の対象となる相続の割合を元に戻そう(100件のうち6件程度に)というのが、今回の基礎控除引き下げの背景のひとつです。

もう一つの理由は、消費税率の引き上げとの関係です。

現在、どんな人でも1,000円のものを買えば50円の消費税を負担する必要がありますが、この50円という金額は、収入や資産が少ない人ほど、重いものです。その消費税率を上げようというのですから、収入や資産の多い人には、別の税金でそれなりの負担をしてもらい、格差の是正を図ろうという趣旨です。

その「別の税金」のひとつが、相続税というわけです。

同様の趣旨で、所得税の最高税率の引き上げも行われますが、これについては、改めてご案内します。



発行:

株式会社Y&T会計事務所  
田沢徳和税理士事務所  
〒233-0013  
横浜市港南区丸山台2-1-5  
第2丸照ビル3階

TEL: 045-847-4810  
FAX: 045-847-4811  
E-mail: info@tax-account.jp  
URL: <http://www.tax-account.jp>

区分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正 (平成15年1月1日以降適用)	平成25年度改正 (平成27年1月1日以降適用)
税率構造 (イメージ)	5億円超 (最高税率 75%) 14段階	5億円超 (最高税率 70%) 13段階	10億円超 (最高税率 70%) 13段階	20億円超 (最高税率 70%) 9段階	3億円超 (最高税率 50%) 6段階	6億円超 (最高税率 55%) 8段階
基礎控除等	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,200万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (6,400万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (7,650万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (8,000万円)	同左 (相続時精算課税 制度の創設)	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数 (4,800万円)
年(年度)	昭和58年	昭和62年	平成3年	平成5年	平成14年	平成23年
課税割合	5.3%	7.9%	6.8%	6.0%	4.5%	4.1%
負担割合	14.3%	17.4%	22.2%	16.6%	12.1%	11.6%